

地震、地質・地盤に関する小委員会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、柏崎刈羽原子力発電所において中越沖地震に関連した地震、地質・地盤に係る課題について、専門的な検討を行うため、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会運営要綱第5条の2第3項の規定に基づき、地震、地質・地盤に関する小委員会(以下「地震・地質小委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(委 員)

第2条 地震・地質小委員会の委員は、別表に掲げる者とする。

2 委員の任期は就任年度の翌年度の末日までとする。

3 委員は再任されることができる。

4 原子力安全対策課長の求めに応じ、委員長が必要と認めた場合は、委員を新たに選任することができる。この場合において、新たに選任された委員の任期は、第2項の規定にかかわらず、他の委員の任期が満了する日までとする。

(委員長)

第3条 地震・地質小委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長及び委員長代理は、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会座長が指名する。

3 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長不在のときは、その職務を代理する。

(任 務)

第4条 地震・地質小委員会は原子力安全対策課長の求めに応じ、次の事項を行う。

(1) 地震、地質・地盤に関する事項についての専門的な検討及び県への技術的な助言・指導

(2) 国の調査・対策委員会等での議論や評価結果について、県民の安全と安心の観点からの確認

(3) 新潟県、柏崎市、刈羽村が実施する東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書第11条に基づき実施する状況確認への立会い

(4) その他地震、地質・地盤に関し必要な事項

(会 議)

第5条 地震・地質小委員会の会議の議長は、委員長がこれに当たる。委員長及び委員長代理が地震・地質小委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長から指名され

た者が議長に当たる。

- 2 地震・地質小委員会の会議は、原子力安全対策課長の求めに応じ、委員長が必要と認めたとときに開催する。
- 3 地震・地質小委員会の会議は、原則として公開とする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の学識経験者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(資料の提出及び説明)

第6条 委員長は、原子力安全対策課長を通じて、東京電力株式会社又は関係者から地震・地質小委員会に必要な資料の提出と、説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 地震・地質小委員会の事務局は、原子力安全対策課がこれにあたる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地震・地質小委員会の運営に関して必要な事項は、原子力安全対策課長が定める。

附 則 この要綱は、平成20年 2月15日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年 3月14日から施行する。

別表

地震、地質・地盤に関する小委員会の委員

(平成21年4月現在)

氏名	所属・職名	備考 (委員としての担当分野)
石橋克彦	神戸大学名誉教授	地震学
岩田知孝	京都大学防災研究所 地震災害研究部門 教授	強震動地震学
衣笠善博	東京工業大学大学院総合理工学研究科 教授	地震地質学
杉山雄一	産業技術総合研究所活断層・地震研究 センター 主幹研究員	活断層
立石雅昭	新潟大学自然科学系 教授	地質学、堆積学
山崎晴雄	首都大学東京大学院都市環境学部地理 環境コース 教授	地理学、地質学